

◎新潟県告示第1214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年11月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 黒俣越後下関停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
岩船郡関川村大字金俣605番2から 同郡同村大字金俣570番2まで	新	8.5～32.4メートル	186.4メートル
	旧	8.5～19.2メートル	186.4メートル